

北九州市立消費生活センター

ヤング消費者トラブル情報 臨時号



契約中のエステサロンが倒産。継続的なサービスの代金前払いリスクにご注意を！

【事例】

5か月前に2年間で12回施術を受ける脱毛エステ32万円を48回の分割支払いで契約した。これまで2回施術を受け3回支払っていたがエステサロンが倒産したとメールが届いた。施術は受けられないのにローンは支払い続ける必要があるのか。(22歳 女性)

●クレジット分割支払いの場合

- ・一般的に脱毛エステ契約とクレジットの立替払い契約は別のもので、エステサロンが倒産しても信販会社への支払義務が直ちに消滅する訳ではありません。
- ・しかしエステサロンが倒産しサービスは受けられないが、信販会社への支払いが残っているようなケースでは、一括(1回)支払いではなく、支払総額が4万円未満(リボルビング払いの場合は38,000円未満)でなければ、信販会社へ以後の支払いを停止する旨の主張ができます。
- ・支払い停止の抗弁を主張する際には記録に残すためにも抗弁書(書面)で通知しましょう。



●一括支払いなどで既に代金を支払い済みの場合

- ・倒産したエステサロンの破産が確定すると、エステサロンの資産は破産管財人(弁護士)の管理下におかれます。消費者がエステサロンへ返金を求めても直接払い戻されることはありません。
- ・消費者は「債権者届」を破産管財人へ提出し、清算配当を待つこととなりますので破産管財人からの連絡を待ちましょう。
- ・清算は税金や従業員への給料等の支払い後になり、配当はほとんど期待できません。

●長期間の継続的サービス(家庭教師、語学教室、整体、歯列矯正など)の代金を前払いすると、事業者が倒産した場合にお金を取り戻すことは非常に難しくなります。



●困った時や不安なときは消費生活センターにご相談ください

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、
戸畑相談窓口☎861-0999へお電話ください。
消費者ホットライン☎・(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

